

**相談者（Aさん）** 私の家では春から柴犬の仔どもを飼い始めたところなのですが、犬の散歩仲間から、東日本大震災の際に避難所ではペットのことでとても苦労したと聞きました。今回から、ペットをめぐる法的問題について教えて下さい。

**弁護士** 実は私も六歳になる雌のトイ・プードルを飼っています。ペットは今では家族の一員とも言える存在ですが、それゆえに難しい問題も生じています。避難所では、具体的にはどのような苦労があったのですか。

**Aさん** 友人の犬は小型犬で、おとなしかったので、一緒に避難所に連れて行つたところ、このような未曾有の災害の時にはペットより人が最優先なのだから、ペットは自宅に戻して欲しいと回りの人に強く要求されたのさうです。

**弁護士** たしかに大震災の時には、そうした事態もあつたようですね。人にも十分に物資が行き渡らない状況でしたし、ペットを生理的に受け入れられない方もいますしね。

**Aさん** 行政機関では震災の時などに、ペットに手を差し伸べてはくれないのですか。

**弁護士** 例えば、仙台市では、東日本大震災の時に、動物愛護管理法の精神を具体化すべく、「動物救護対策臨時本部」を立ち上げました。動物管理センター、獣医師会、ボランティア

（四項）。それに伴って、行政機関では従前は、ペットの引き取りを飼い主から求められたときにはそれに応じていたのですが、飼い主の終生飼養の責任原則に反するような場合には引き取りを拒否できるようになりました（法三五条一項）。

**Aさん** なるほど、行政機関が安易な引き取りをしないことで、飼い主の終生飼養の責任を確実にものにしてしようとしているのですね。

**弁護士** ペットの栄養状態や飼育環境が良くなり、昔より長生きになりましたので、飼い主も自分の年齢を考えてペットを飼うことが必要になってきました。

**Aさん** 保健所等に引き取られたペットの殺処分について、新聞等で話題になつたいるようです。

**弁護士** そのとおりです。保健所に引き取られたペットも、もらい手が出てこない結局は殺処分になってしまいます。その数は平成二〇年に、全国で何と二七万頭にも及んでいるのです。改正された動物愛護管理法は、行政機関が、所有者に返還を促したり、別な飼育希望者を募集することによって、できる限り殺処分を無くすことを目指すように努めるとしています。そうした行政の頑張り、飼い主の最後まで責任を持って飼育するというのが相まって殺処分を無くす方向に繋がつ

法律に強くなる!  
連載【まちづくりの法律相談】 第72回  
**ペットをめぐる法的問題 1**

- ティア団体と提携して次のような活動をしたと報告されています。
- ペットの具合が悪い場合に診察可能な動物病院の情報を提供
- 被災した飼い主不明のペットを動物病院で無償で預かり、診察
- ペットと同行避難している避難所にペット



ていくのだと思います。  
**Aさん** その他に動物愛護管理法で注意すべき規定があれば教えてください。  
**弁護士** みだりな殺傷、虐待や遺棄を行った場合の罰則規定が設けられています。殺傷した者には二年以下の懲役又は二〇〇万円以下の罰金に処せられることがあります。  
**Aさん** 殺傷は解りますが、虐待というのはどの程度のことを意味しているのでしょうか。  
**弁護士** 虐待とは、不必要に苦しめる行為ですが、殴る蹴るといった、やってはいけないことを積極的にやる場合だけではなく、必要な世話を怠つたり、十分な餌や水を与えないという、いわゆるネグレクトと呼ばれる行為

- フードやシーツなどの支援物資を配布
- 被災して飼い主とはぐれたペットをホームページで情報提供
- 飼い主の見つからないペットの新しい飼い主を探す

**Aさん** いろいろな活動がなされていたんですね。今お話が出た動物愛護管理法という法律についても少し教えて下さい。

**弁護士** 正確には、動物の愛護及び管理に関する法律、と言い、略して「動物愛護管理法」と呼ばれています。この法律は人と動物の共生する社会の実現を図ることを目的としています。動物の虐待や遺棄を防ぎ、動物の適正な取り扱いや動物の健康と安全を守ることを通じて、命を大切にすることを平和な社会を築くとともに、動物をただ可愛がるだけではなく、正しく飼養し、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害や、騒音や悪臭など生活環境の支障を防止することを目指しています。

**Aさん** 飼うことが難しくなつたペットを保健所に引き取ってもらつたなどと言う話を聞くと悲しくなつてしまいます。

**弁護士** 動物愛護管理法は平成二四年に改正されたのですが、飼い主に終生飼養の責任を求め、最後まで愛情と責任をもって飼い続けるように努めることを規定しました（法七条

も含まれています。そして、獣医師が業務の際に、こうした虐待を受けていることを知つた場合には、行政や警察に通報するように努めなければならないとされました（法四一条の二）。

**Aさん** ところで、ペットショップにも義務が課せられたと聞いたのですが、どのような義務ですか。

**弁護士** 今はペットをペットショップで購入する人が多くなりましたので、動物愛護の観点からのペットショップの責任も重くなっています。特に犬猫を販売する場合の次の二つの義務を紹介しましょう。一つは子犬・子猫については生後五六日を経過しない販売や展示が禁止されました（法二一条の五）。これは、生後あまりにも早い段階で親兄弟から引き離してしまうと十分な社会化がされずに、かみ癖や吠え癖がついたりして成育に問題が生じうることを懸念してのものです。もう一つは展示される負担や健康面を考慮して、午後八時から午前八時までの間の展示を禁止したものです（施行規則八条四号）。

◎執筆者 **佐藤 裕一**（さとう ゆういち）  
弁護士法人杜協同 阿部・佐藤法律事務所  
東北大学法科大学院教授 宮城県人事委員会委員

**相談者（Aさん）** 前回は引き続きペットの法的問題についての相談です。今回は、①ペットと近隣との関係、②ペットと事故について教えて下さい。まずは、町営アパートでのペット飼育の問題です。

**弁護士** お宅の町営アパートの場合、ペットの飼育を禁止するという条項が契約書に入っていましたね。建物賃貸借契約書でペットの飼育を禁止すること自体は、建物の損傷の恐れ、咬む・吠える、臭い等によって、同じアパートの住人が安全面や衛生面で生活上支障をきたすことが予想されますので合理性があり、裁判においても有効とされています（東京地裁平成七年七月二二日判決）。

**Aさん** 最近はペットブームですので、犬や猫を飼いたいという住民も多くなっていますし、町営アパートでも現実に飼っていることがあるようです。先日も隣の住人が、契約に反して犬を飼い始めてしまい、鳴き声がうるさいので飼うのを止めるように町の方から注意して欲しいという要望が寄せられました。

**弁護士** 飼っているのはどんな犬で、鳴き声がどれ位の大きさなのか調べましたか。

**Aさん** チワワでとても小さい犬なのですが、鳴き声は結構大きいという話を聞きました。そこで、私が現実に隣の部屋を訪ねました。そうすると、小さなチワワで吠えているので

ここに入居したという住人の期待を裏切るようになってしまふからです。それは慎重に考えるべきです。

**Aさん** もう一つのペットと事故の問題については、①ペットが人に怪我をさせたケースと、②ペットが怪我をさせられたケースの双方について教えて下さい。初めのケースでは、先日町政だよりを配付しに行った町内会長が、玄関前でリードを外したままになっていた大型犬に足を噛みつかれて怪我をしたということがありました。この場合、損害賠償が認められるでしょうか。

**弁護士** 大型犬のリードを外していれば、その犬の性格にもよるのですが、訪問してきた他人に噛みつく可能性は否定できませんので、飼い主には過失があつたとして不法行為による損害賠償の責任（民法七〇九条）を負う可能性が大きいと思います。また、動物が他人に損害を加えた場合、動物の占有者は民法七七八条により、原則は賠償責任が認められ、動物の種類、性質に従って相当の注意をもって管理をした場合のみ免責されるといふ無過失責任にも近い責任が認められています。きちんとした管理をしていないと不法行為による損害賠償の義務を負うことになりまふので、注意が必要です。

**Aさん** 今の事案とは少し違って、犬小屋に

法律に強くなる!  
連載【まちづくりの法律相談】 第72回  
**ペットをめぐる法的問題 2**

めつたに吠えないし、部屋を汚すことも無いという話でした。その際に、クレームを付けている隣の住人も熱帯魚を飼っているのだから、チワワだけがダメだというのは納得できないと言っていました。

**弁護士** ペットを飼いたいという気持ちはとてもよく判りますが、やはり契約書に禁止と



長めのリードで繋いでいたところ、訪問者が犬が大好きで、撫でようとして犬小屋に近づいていって中型犬に急に噛みつかれて怪我をした場合はどうでしょうか。

**弁護士** なかなか微妙な事案だと思います。犬小屋があるということが判る状態なので、から、いくら犬好きでも近づくと危険があることは理解できるはずですが、一方では飼い主としても長いリードでは犬小屋に近づく人に危険が及ぶことも想定できますので、「犬がいます」とか「猛犬注意」といった案内を出しておかないと相当の注意を払ったとは言えないという考え方もありますね。

**Aさん** 次にペットが怪我をさせられたケースも教えて下さい。小さなテリアを公園で散

なっている以上、犬を飼うことは認められないと思いますので、十分に説得して下さい。その際に、既に飼っているチワワについては、次の飼い主をしっかりと確保するなりして、前回紹介した動物愛護管理法の精神を遵守することが求められることも説明して下さい。

**Aさん** ところでクレームを付けてきた住人が飼っているという熱帯魚についてはどのようにすればよいでしょうか。

**弁護士** 熱帯魚もペットですが、それも禁止の対象になるというのはあまりに形式論だと思います。ペット禁止というのはペットを飼うことによって現実的な支障が生じることを想定したものですので、熱帯魚では建物所有者や他の住人に迷惑をかけるという具体的な事態は考えにくいことからすると、飼育は禁止されたいと考えられます。

**Aさん** 将来的にペットを飼いたい住人が多数派になってきた場合には、町営アパートをペット飼育可に変更することも検討してよろしいでしょうか。

**弁護士** 新しく建築して、新規に入居者を募集する町営アパートについてはペット飼育可とすることは問題ないでしょう。但し、これまで飼育を禁止していたアパートを突然に飼育可と変更するのは問題です。人の嗜好は様々ですので、「ペット飼育禁止」だからこそ、

歩かせていたら、同じく散歩していた大型犬が走って近づいてきて、勢いで首輪が外れてしまい、テリアに噛みついて大怪我を負わせたという事案は治療費の支払いが必要になるのでしょうか。

**弁護士** テリアも飼い主の所有物ですので、首輪が外れて怪我をさせた場合には、先ほど説明した不法行為が成立しますので損害を賠償しなければなりません。治療費は実損害ですので賠償の責任が認められます。

**Aさん** その場合、飼い主の慰謝料は認められるのでしょうか。

**弁護士** 名古屋高裁平成二〇年九月三〇日判決が、犬に交通事故で重い後遺障害が残った場合の飼い主の慰謝料請求を明確に認めています。次のような理由をあげています。「犬などの愛玩動物は飼い主との交流を通じて家族の一員としてかけがえのない存在となっていることが少なくない。そうした動物が不法行為によって死亡に匹敵するような障害を受けた場合には、飼い主も財産的損害だけでなく、精神的苦痛を受ける。」

◎執筆者 佐藤 裕一（さとう ゆういち）  
弁護士法人杜協同 阿部・佐藤法律事務所  
東北大学法科大学院教授 宮城県人事委員会委員

**相談者 (Aさん)** 今回はペットの医療をめぐる問題を中心にして教えて下さい。ペットの医療費はとても高いということを聞きました。が、保険の適用がないからでしょうか。

**弁護士** たしかに、ペットの場合人間と違って健康保険という公的な保険制度がありません。それが治療費が高くなる一番の原因です。うちのトイプードルも先日ちよっとした怪我で動物病院に行ってレントゲンを撮ってもらい、薬の処方を受けたところ、約七〇〇〇円かかりました。

**Aさん** それは高いですね。最近ペット保険が普及し始めて来たという新聞記事を読みました。が如何でしょうか。

**弁護士** 金融庁の認可を受けた民間の保険会社が何社かペット保険を扱っています。基本的には全国のどここの動物病院でも使えるようです。保険金の支払いとしては、定率補償型と実費補償型に分かれています。前者はかかった治療費の七〇%とか五〇%を保険でまかなうという方式です。後者は実費を補償してくれませんが、一日当たり一万円といった形で限度額が決められていることが多いようです。保険料は保険金の支払い方法の決め方によって違ってきますが、年間二万円から四万円位が一般的です。

**Aさん** ペット保険は狂犬病やワクチンにも**弁護士** 最近ではペットについての医療訴訟も増えてきています。東京地裁には医療集中部という医療を専門的に扱う部署がありますが、ペットの医療事件も医療集中部で審理されることが多くなっています。もともと、仙台地裁では医療集中部では扱っていないようです。**Aさん** 興味深い裁判例があれば紹介して下さい。

**弁護士** スピッツ犬が糖尿病により死亡してしまつた案件を紹介しましょう。動物病院で高血糖等が確認され、嘔吐も見られたことから、入院して治療したのですが、獣医がその際にインスリンの投与を行わなかつたことを過失だと認定しました。そして、インスリンを投与していれば、犬の死亡を避けることができたとして、獣医師に、飼い主夫婦に対して合計約八〇万円の損害賠償を支払うよう命じた裁判例があります(東京地裁平成一六年五月一〇日判決)。

**Aさん** 犬も糖尿病に罹るし、インスリン治療が求められることに驚きました。この判決では犬の財産的価値や慰謝料はどのように判断されたのでしょうか。**弁護士** この事件の犬は一〇歳であつて、飼い主も取得の際の価格を主張していなかつたし、売却する意思はなかつたとして財産的価値の賠償は認めませんでした。そして、慰謝

法律に強くなる!

連載【まちづくりの法律相談】

第73回

# ペットをめぐる法的問題 3

適用されるのですか。

**弁護士** 残念ながら、狂犬病、ワクチン、フィリア予防、ノミダニ予防といった予防的医療は保険適用外となっているのがほとんどです。

**Aさん** 動物病院のミスでペットに障害が残つたり、死んでしまった場合にも損害賠償



料については、飼い主夫婦が一〇年間にわたつて我が子のように可愛がっていたことを勘案して合計約六〇万円の慰謝料を認めています。**Aさん** ペットが亡くなった場合の慰謝料について裁判上の基準のようなものはあるのでしょうか。

**弁護士** ペットをめぐる裁判が珍しかった平成の初めまではペット死亡の場合の慰謝料は一万円から五万円というのが相場でした。しかしながら、ペットが家族の一員のように生活することが増えてきて、裁判も集積されてきた結果、基準は確実に高くなっています。個別事情によつて異なりますが、一〇〇万円を超えるような慰謝料も認められたことが報告されています。**Aさん** ペットの医療訴訟の状況はかなり

の請求ができるのでしょうか。**弁護士** 前回お話ししたペットが怪我をさせられた場合と基本的には同じ状況です。ので、損害賠償は認められます。損害としても同様に、治療費・交通費や飼い主の慰謝料はその対象となります。

**Aさん** 最近では数十万円もする高価なペットも販売されているようですが、そうした財産的価値も賠償してもらえるのでしょうか。

**弁護士** 血統書付きだったりする高価なペットも販売されていますが、そうした高い価格はこれから育成される子どもの頃の評価額です。大人になつてもそのままの評価額とは必ずしも言えないと思います。なかなか売れない子犬の価格が下げられている様子をペットショップで見かけることがありますよね。もともと、取得した際の価格は、一定の基準としての意味を有しますので、それも参考として財産的価値が賠償されることとなります。医療事故ではなく、交通事故の案件です。普通のペットではなく盲導犬が亡くなつたという特殊な案件ですが、育成費用等を勘案して二六〇万円という高額の賠償を認めた裁判例もあります(名古屋地裁平成二二年三月五日判決)。

**Aさん** ペットの医療訴訟も人間の裁判と同じような形で行われるのでしょうか。

解つてきました。次にトリミングサロンでの事故による責任についても教えて下さい。最近ではシャンプー・カットや爪切りなどにトリミングサロンを利用するペットも増えていると聞いていますので。

**弁護士** トリマーさんもペットの健康や衛生面を支える大きな役割を果たしていますが、一方ではそれに伴う責任も大きくなつてきていると思われまふ。猫のトリミングを引き受けて、バリカンをかけている際に、毛玉が視野を狭くしていたので、毛玉を取ろうとしてハサミを入れたときに誤つて猫の尻尾一部5センチメートルを切断する事故を発生させた事案において、裁判所はトリミングの際にはペットの安全に配慮して、これを傷つけることのないように行う必要があつたのに、これに違反したとして、治療費や慰謝料について損害賠償の請求を認めました(東京地裁平成二四年七月二六日判決)。

◎執筆者 佐藤 裕一 (さとう ゆういち)

弁護士法人杜協同 阿部・佐藤法律事務所  
東北大学法科大学院教授 宮城県人事委員会委員